

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 2 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関する Q & A に
ついて（その 2）

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度に関しては、その薬局の所在地の都道府県知事による認定が令和 3 年 8 月 1 日より開始されたところです。

今般、「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関する Q & A について（その 2）」を別添のとおり取りまとめましたので、申請の受理や相談対応等の業務の参考としていただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

用語集

用語	意味
法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）
規則	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）
地域連携薬局等	地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局

【実績の引き継ぎ】

（問１）組織再編等により薬局開設者が変更になった場合、新たに薬局開設許可の申請を行うことになるが、変更前の実績（地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡を行った回数や薬剤師の勤務状況等）を変更後の薬局の実績に含めることは可能か。

（答）

変更内容が薬局開設者の変更のみであり、薬局の所在地、薬局に勤務する薬剤師等の勤務状況が同じである等、変更前後で地域連携薬局等の機能に変更がなく、薬局の業務の体制が引き継がれている場合は、変更前の実績を変更後の実績に含めることは差し支えない。

なお、地域連携薬局等の開設者は令第２条の１０の規定及び規則第１０条の８の規定により地域連携薬局等の認定証を返納するとともに、変更後の薬局開設者が認定を取得しようとする場合は、法第６条の２第２項又は第６条の３第２項の規定により新たに申請すること。

【実績の引き継ぎ】

（問２）薬局開設者を変更せず、薬局を移転した場合、新たに開設許可の申請を行うことになるが、移転前の実績（地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した回数や薬剤師の勤務状況等）を移転後の薬局の実績に含めることは可能か。

（答）

当該薬局が移転後も、薬局に勤務する薬剤師等の勤務状況が同じである等、移転前後で地域連携薬局等の機能に変更がなく、薬局の業務の体制が引き継がれていることが必要であり、また、利用していた患者が引き続き来局できると通常想定される範囲にあり、かつ、移転前に連携していた医療機関等の関係機関との連携が移転後も同等に継続されることが明らかであると認められる場合は、変更前の実績を変更後の実績に含めることは差し支えない。

なお、地域連携薬局等の開設者は令第２条の１０の規定及び規則第１０条の８の規定により地域連携薬局等の認定証を返納するとともに、認定を維持しようとする場合には、法第６条の２第２項又は第６条の３第２項の規定により新たに申請すること。